

障害者活躍推進計画

令和7年4月

(第2期)

上里町

I 策定にあたって

1 策定の趣旨

上里町では、障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)等に基づき、障害のある方を対象とした職員採用選考の実施や、働きやすい職場環境の整備などに取り組んできました。

また、令和元年6月には、障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が定める指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を作成することとされました。

障害者の活躍とは、「障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」であり、すべての障害のある職員が活躍できるよう、役場全体を上げて取り組んでいくことが重要です。

そこで、このたび、「上里町障害者活躍推進計画」を策定し、本計画のもと、障害のある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに向けて取り組んでいきます。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

3 周知・公表

策定又は改定を行った計画は、庁内ネットワーク等を利用し、すべての職員に対して周知するとともに、上里町ホームページに掲載します。

II 障害者活躍推進目標

すべての障害者がその障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることにより、活躍していくためには、積極的に採用に取り組むとともに、障害のある職員が安心して働ける環境づくり等を通じて職場定着を図っていくことが重要です。

1 障害者の採用に関する目標

【目標】 各年度6月1日時点における法定雇用率の達成

【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行います。

2 障害者の職場定着に関する目標

【目標】 不本意な離職者を極力生じさせない

【評価方法】 毎年の任免状況通報の時期に、人事記録を基に前年度採用者の定着状況の把握・進捗管理を行います。

3 障害者の満足度、ワーク・エンゲージメント^(※)に関する目標

【目 標】 初年度の基準を上回る

【評価方法】 在籍している障害のある職員(新採用職員を除く。)に対しアンケート調査を実施し、把握・進捗管理を行います。

^(※)ワーク・エンゲージメント

労働者の心の健康度を示す概念のひとつで、仕事に対して「熱意」「没頭」「活力」の三つがそろって充実している心理状態のこと。

Ⅲ 障害者の活躍推進に向けた取組

1 障害者の活躍を推進する体制整備

(1)組 織 面

障害者雇用推進者として、総務課長を選任し、障害者である常勤職員・非常勤職員等に参加を呼び掛け、原則として年に1回、上里町障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を議題とします。

また、障害のある職員が相談しやすい体制となるよう、人事担当者、産業医等、内容に応じた多様な相談先を確保するとともに、それらの相談先を障害のある職員に周知します。

(2)人 材 面

障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合(5名以上の常勤障害者雇用の場合)には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

現に勤務する障害のある職員や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に1回、キャリア開発シート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行います。また、新規採用又は部署異動の時期に必要な応じて面談を行い、業務の適切なマッチングができているかの点検を行います。

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1)職 務 環 境

新規に採用した障害者については、面談その他の適切な方法により必要とされる配慮等を把握し、必要な措置を講じます。なお、措置を講じるにあたっては、障害のある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施します。

(2) 募集・採用

学生を対象としたインターンシップで障害学生の受け入れ希望があった場合は、希望する課でのインターンシップが実施できるよう、可能な限り必要な措置を講じます。また、採用選考にあたっては、障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫した採用に努めます。なお、募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行いません。

- ①特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ②自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ③介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ④「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ⑤特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

4 その他

国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労支援施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。